



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年11月1日金曜日 第1404号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	1235
土地改良事業の計画の変更の認可.....	1235
町営土地改良事業の施行の同意.....	1235
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1235
患畜等の発生.....	1235
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1235
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	1236
道路の供用開始（ " ）.....	1236
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	1236
道路の供用開始（ " ）.....	1236
道路の区域変更（一般国道320号）.....	1236
道路の供用開始（ " ）.....	1237
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	1237
道路の供用開始（ " ）.....	1237
開発行為に関する工事の完了.....	1237
落札者等の告示.....	1238

公安委員会規則

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則.....1238

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....1238

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1754号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり宇摩地区広域市町村圏組合の規約の変更を許可した。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を組織する地方公共団体から別子山村を除く。
- 2 規約変更年月日
平成15年4月1日
- 3 規約変更許可年月日
平成14年10月23日

○愛媛県告示第1755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・五良野地区）の計画の変更を平成14年10月21日認可した。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、川内町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・則之内地区）の施行に平成14年10月21日同意した。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1757号

松前町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・神崎地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
(1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・神崎地区）計画書の写し
(2) 松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年11月5日から12月2日まで
- 3 縦覧場所
松前町役場

○愛媛県告示第1758号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり牛ヨーネ病が発生した旨の届出があった。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

疑似患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	その他参考となるべき事項
1頭	伊予三島市豊岡町岡銅211-2	平成14年10月11日	自衛殺

○愛媛県告示第1759号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように

定める。
平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成14年11月1日から11月14日まで

○愛媛県告示第1760号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字休場甲1111番2から 同町大竹字立石甲1081番5まで	旧	メートル 6.6~13.0	キロメートル 0.267	
			新	11.0~31.0	0.265	

○愛媛県告示第1761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字休場甲1111番2から 同町大竹字立石甲1081番5まで	平成14年11月1日

○愛媛県告示第1762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宇和野村線	東宇和郡野村町大字大西1333番2から 同町大字鎌田2番2まで	旧	メートル 11.4~26.4	キロメートル 0.088	
			新	11.4~26.4 8.5~16.0	0.088 0.079	

○愛媛県告示第1763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	東宇和郡野村町大字大西1333番2から 同町大字鎌田2番2まで	平成14年11月1日

○愛媛県告示第1764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	宇和島市柿原字北平乙235番10地先から 同字乙251番8地先まで	旧	メートル 16.6～25.5	キロメートル 0.013	
			新	19.3～39.0	0.013	

○愛媛県告示第1765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	宇和島市柿原字北平乙235番10地先から 同字乙251番8地先まで	平成14年11月1日

○愛媛県告示第1766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町久家900番2から 同町久家854番2まで	旧	メートル 4.2～35.8	キロメートル 0.156	
			新	4.2～35.8 11.8～43.9	0.156 0.155	

○愛媛県告示第1767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町久家900番2から 同町船越1578番まで	平成14年11月15日

○愛媛県告示第1768号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
今局建（開）第4号 平成14年10月11日	越智郡大西町大字久王甲1555番2	今治市本町五丁目2番10号 青 野 隆 義

松局伊土検（開）第34号 平成14年10月16日	伊予郡松前町大字恵久美字丸田630番1、630番4及び641番3	新居浜市新須賀町二丁目1番221号 伊賀上順央
松局建（開）第12号 平成14年10月17日	温泉郡重信町大字田窪字外分2054番8	八幡浜市1130番地 上川利勝 上川義弘
西局丹土（開）第15号 平成14年10月22日	東予市北条1592番、1593番1、1593番2、1594番、1601番、1602番1、1603番1、1605番1、1605番3及び区域内水路	松山市美沢一丁目9番1号 ダイキ株式会社 代表取締役 大亀文夫

○愛媛県告示第1769号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年11月1日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
診断用模擬運転装置の借上げ一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成14年10月23日	三菱電機クレジット株式会社関西支店 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目7番38号	1,417,500円 (月額)	一般競争入札	平成14年9月10日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第16号

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年11月1日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

第1条中「警察署長」の下に「（高速道路交通警察隊長を含む。第4条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年11月1日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の1中(4)の表を(5)の表とし、(1)から(3)までの表を1表ずつ繰り下げ、別表2の1に(1)の表として次の1表を加える。

(1) 各部長（共通事項）

法 令	専 決 事 項
行政手続法	1 第5条第1項の規定による審査基準の制定及び改廃 2 第6条の規定による標準処理期間

の設定

3 第12条第1項の規定による処分基準の制定及び改廃

別表2の2の(4)の表銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）の項専決事項の欄第1号中「第5条の7第2項」を「第5条の8第2項」に改め、同項同欄第2号及び第3号中「第5条の10第1項」を「第5条の11第1項」に改める。

別表3銃砲刀剣類所持等取締法施行令の項専決事項の欄第1号中「第5条の7第2項」を「第5条の8第2項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表2の2の(4)の表及び別表3の改正規定は、平成14年11月14日から施行する。